

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一
…(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 公共測量の実施 (五件)……………一
…(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 公共測量の終了 (十五件)……………二
…平成二十年東京都告示第千二百五十二号(建築士法第十五条第三号の規定による資格者指定)の一
部改正……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………四
- 建築基準法による一団地の区域……………五
…(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………五
- 建築基準法による道路の指定……………五
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………五
…(環境局環境改善部化学物質対策課)……………五
- 介護保険法による指定調査機関の廃止 (二件)……………六
…(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)……………六
- 介護保険法による指定調査機関の指定……………六
…(同)……………六
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等……………七
…(福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課)……………七

- 家畜人工授精師の登録……………三
…(産業労働局農林水産部農業振興課)……………三
- 規程 (文)……………三
- 東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程……………三
- 公告……………三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三
…(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三
…(同)……………三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三
…(同)……………三
- 土地区画整理事業の換地処分による土地及び建物登記の完了……………三
…(都市整備局第一市街地整備事務所事業課)……………三
- 開発行為に関する工事完了……………三
…(都市整備局多摩建築指導事務所第二課)……………三
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………三
…(環境局総務部環境政策課)……………三
- 争議行為の予告 (四件)……………三
…(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………三
- 雑報……………三
- 東京都職員共済組合組合会の招集……………三
…(東京都職員共済組合)……………三
- 正誤……………三
- 平成二十七年四月一日付東京都規則第百三十号……………三

告示

- 東京都告示第四百九号
都市計画法 (昭和四十二年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第七十九号東京都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条
- 東京都告示第四百十号
測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十八年三月十六日
東京都知事 舩添 要一
- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量 (二級基準点測量)
- 三 測量の区域 奥多摩町水川地内
- 四 測量の期間 平成二十八年二月七日から同年三月二十三日まで
- 東京都告示第四百十一号
測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条に

第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十八年三月十六日
東京都知事 舩添 要一

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第七十九号中 央五丁目緑地
- 三 事業施行期間 平成二十二年一月二十六日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

において準用する同法第十四条第一項の規定により、豊島区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 豊島区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 豊島区区内
- 四 測量の期間 平成二十八年二月一日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第四百十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量(用地測量)
- 三 測量の区域 板橋区赤塚六丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年二月十六日から同年三月二十五日まで

●東京都告示第四百十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、

同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 八王子市中野上町三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年二月一日から同月二十六日まで

●東京都告示第四百十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国分寺市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 国分寺市並木町二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年二月二十二日から同年三月二十一日まで

●東京都告示第四百十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 西多摩郡日の出町大字大久野地内
- 四 測量の期間 平成二十七年七月十五日から同年十二月十八日まで

●東京都告示第四百十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都第五建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(道路台帳測量)
- 三 測量の区域 葛飾区東水元一丁目、東水元二丁目、東金町二丁目、東金町三丁目及び東金町四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十一月二日から同年十二月二十五日まで

●東京都告示第四百十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部本部長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 東久留米市上の原二丁目地内

四 測量の期間 平成二十七年八月五日から同年十二月二十五日まで

●東京都告示第四百十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、八王子インター北土地区画整理組合理事長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 八王子インター北土地区画整理組合

二 測量の種類 公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)

三 測量の区域 八王子市左入町及び滝山町一丁目各地内

四 測量の期間 平成二十七年七月一日から同年十一月三十日まで

●東京都告示第四百十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 千代田区

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 千代田区神田駿河台二丁目及び神田駿河台四丁目各地内

四 測量の期間 平成二十七年七月二十七日から同年九月二十四日まで

●東京都告示第四百二十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江東区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 江東区

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 江東区木場一丁目及び木場二丁目各地内

四 測量の期間 平成二十七年十月十七日から平成二十八年一月二十八日まで

●東京都告示第四百二十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、板橋区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 板橋区

二 測量の種類 公共測量(用地測量)

三 測量の区域 板橋区小茂根一丁目、小茂根二丁目、向原一丁目、向原三丁目、大谷口二丁目、赤塚新町三丁目及び成増一丁目各地内

四 測量の期間 平成二十七年六月二十二日から平成二十八年一月十四日まで

●東京都告示第四百二十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、練馬区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 練馬区

二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)

三 測量の区域 練馬区高野台一丁目、高野台二丁目、富士見台三丁目及び富士見台四丁目各地内

四 測量の期間 平成二十七年十月十九日から平成二十八年二月十七日まで

●東京都告示第四百二十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、足立区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 足立区

- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区江北五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十二月十四日から平成二十八年二月九日まで

●東京都告示第四百二十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、武蔵野市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 武蔵野市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 武蔵野市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月一日から同月十九日まで

●東京都告示第四百二十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、三鷹市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 三鷹市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 三鷹市地内

- 四 測量の期間 平成二十八年一月一日から同月十九日まで

●東京都告示第四百二十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月一日から同月十九日まで

●東京都告示第四百二十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、小金井市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 小金井市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 小金井市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月一日から同月十九日まで

●東京都告示第四百二十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国分寺市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 国分寺市東恋ヶ窪五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年六月十五日から同年十月二十九日まで

●東京都告示第四百二十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、狛江市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点設置)
- 三 測量の区域 狛江市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十月二十日から同年十一月二十五日まで

●東京都告示第四百三十号

平成二十年東京都告示第千二百五十二号(建築士法第十

五条第三号の規定による資格者指定)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

第二号の表学校教育法による中学校の項及び第三号の表学校教育法による中学校の項中「中学校」の下に「又は義務教育学校」を加える。

第四号中「建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第十七条の十八に規定する」を削る。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都告示第四百三十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

江戸川区船堀一丁目九百二十八番か 平成二十八年二月から九百三十九番まで、九百六十三番 月十五日から九百六十六番まで、九百六十七番一、九百六十八番一、九百六十九番、九百七十番、九百七十一番一、九百七十二番一、九百七十三番、九百七十四番及び九百七十五番一

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁

第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第四百三十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

平成二十八年三月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十八 昭島市美堀町 延長
第一項第四号 年二月十九 一丁目三百五 二六二・七七
の規定による 日 十五番三及び 幅員
道路 同番五十四の 六・〇〇
各一部、同番 七・六一
六十七、同番 六十八、同番 七十一並びに つつじが丘一丁目三百三十六番四の一部

●東京都告示第四百三十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第八十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の

のとおり告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

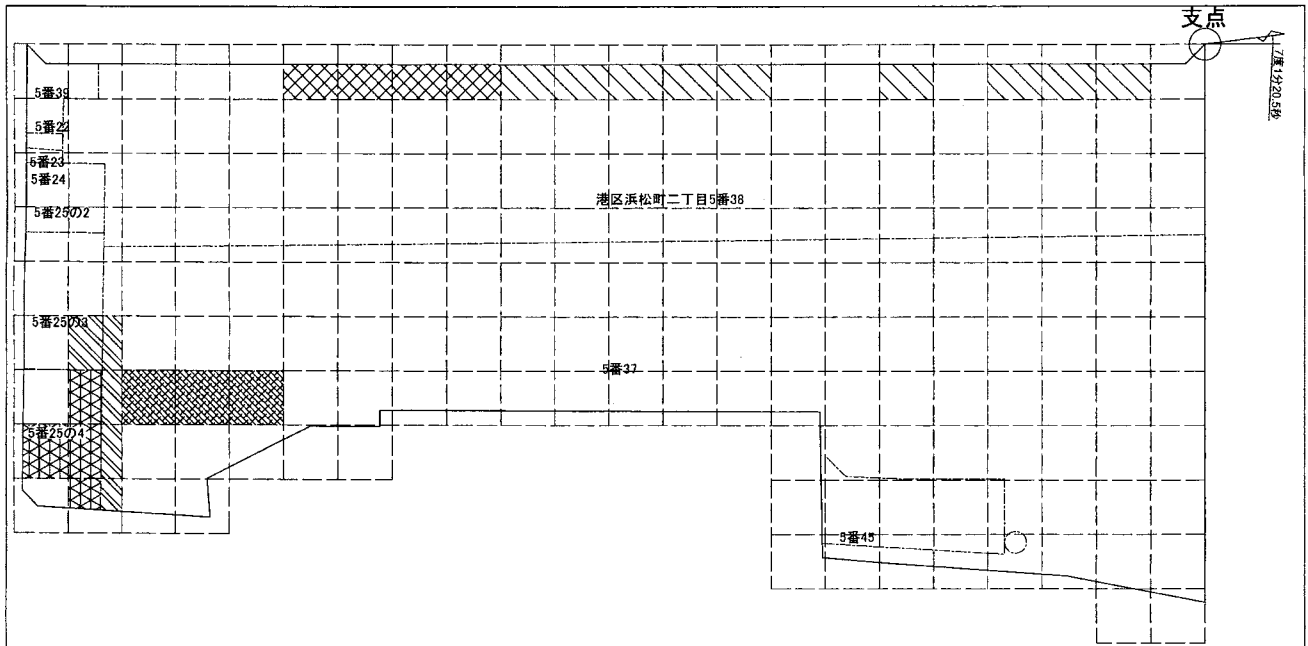
一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区浜松町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- : 敷地境界
- - -: 筆界
- : 単位区画
- ////: 指定を解除する区域
(平成26年東京都告示第935号により指定した区域)
- XXXX: 指定を解除する区域
(平成27年東京都告示第1010号により指定した区域)
- XXXX: 指定を解除する区域
(平成28年東京都告示第82号により指定した区域)

- ////: 形質変更時要届出区域
(平成27年東京都告示第1494号により指定した区域)
- XXXX: 形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第82号により指定した区域)

【支点】

支点は、港区浜松町二丁目5番38の最北端とする。
 【格子の回転角度(7度1分20.5秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四百三十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の四十一の規定により指定調査機関の廃止を許可したので、介護保険法施行令(平成十年政令第百二十二号)第三十七条の九の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成二十八年三月十六日

- 一 名称 株式会社ハンドワークス
- 二 所在地 千代田区外神田二丁目十九番二号
- 三 廃止年月日 平成二十八年三月三十一日
- 四 許可年月日 平成二十八年二月二十三日

●東京都告示第四百三十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の四十一の規定により指定調査機関の廃止を許可したので、介護保険法施行令(平成十年政令第百二十二号)第三十七条の九の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成二十八年三月十六日

- 一 名称 株式会社ユウシユウケアサービス
- 二 所在地 港区芝大門一丁目二番十三号
- 三 廃止年月日 平成二十八年三月三十一日
- 四 許可年月日 平成二十八年二月二十三日

●東京都告示第四百三十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の三十六の規定により指定調査機関の指定をしたので、介護

保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十七条の
四第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名 称 株式会社RUDEC

二 所 在 地 千代田区外神田二丁目十九番二号篠田ビル

三 調査事務を 同行

行 務 所 務 所 所 在 地

四 指 定 年 月 日 平成二十八年四月一日

●東京都告示第四百三十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に基づき身体に障害のある者の診断を担当する医師として指定した者について、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十九年東京都規則第四百四十八号。以下「規則」という。)第七条第一項及び第八条の規定に基づき、次のとおり指定内容の変更、辞退及び死亡の届出があったので、規則第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

第1 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で変更の届出があった医師

診療に従事する医療機関の変更

1 視覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
菅原 万喜	眼科	平成25年7月1日	昌平クリニック	文京区湯島1-3-6 Uビル4階	昌平クリニック	文京区湯島2-1-5
勝海 修	眼科	平成27年3月1日	西葛西井上眼科病院	江戸川区西葛西3-12-14	西葛西井上眼科こどもクリニック	江戸川区西葛西5-4-6 アールズコートビル2階
官永 嘉隆	眼科	平成27年3月1日	西葛西井上眼科病院	江戸川区西葛西3-12-14	西葛西井上眼科クリニック	江戸川区西葛西5-4-6 アールズコートビル1階
齋木 裕	眼科	平成27年3月1日	西葛西井上眼科病院	江戸川区西葛西3-12-14	西葛西井上眼科病院	江戸川区西葛西5-4-9
大野 尚登	眼科	平成27年3月1日	西葛西井上眼科病院	江戸川区西葛西3-12-14	西葛西井上眼科病院	江戸川区西葛西5-4-9
井上 順治	眼科	平成27年3月1日	西葛西井上眼科病院	江戸川区西葛西3-12-14	西葛西井上眼科病院	江戸川区西葛西5-4-9
堀 貞夫	眼科	平成27年3月1日	西葛西井上眼科病院	江戸川区西葛西3-12-14	西葛西井上眼科病院	江戸川区西葛西5-4-9

2 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
矢部 多加夫	耳鼻咽喉科	平成27年3月14日	やべ耳鼻咽喉科表参道	港区南青山5-10-19	やべ耳鼻咽喉科表参道 独立行政法人国立病院機構災害医療センター 東京都立広尾病院	港区南青山5-10-19 立川市緑町3256 渋谷区恵比寿2-34-10
今給黎 守慶	耳鼻咽喉科	平成27年4月1日	今給黎耳鼻咽喉科医院	新宿区新宿1-15-11 6階	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1
許斐 氏元	耳鼻咽喉科	平成27年4月1日	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田2-25-1
西山 信宏	耳鼻咽喉科	平成27年4月1日	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田2-25-1
宗像 昭夫	泌尿器科	平成27年4月1日	医療法人社団竹誠会宗像クリニック	新宿区下落台1-6-1 宮村ビル3階	宮村ビルクリニック	新宿区下落台1-6-1 宮村ビル3階
萩原 晃	耳鼻咽喉科	平成27年4月1日	耳鼻咽喉科 萩原医院	板橋区徳丸3-1-20	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1
稲吉 康比呂	耳鼻咽喉科	平成27年4月1日	東京都立多摩総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	東京医科大学歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
森脇 宏人	耳鼻咽喉科	平成27年4月6日	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18
田端 志保	耳鼻咽喉科	平成27年4月6日	たなべ耳鼻咽喉科	三鷹市上連雀9-15-24	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2

3 聴覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
吉富 愛	耳鼻咽喉科	平成27年4月1日	東京都立小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	公益財団法人東京都保健医療公社公益財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1

4 聴覚障害及び平衡機能障害の診断を担当する医師

Table with 7 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Includes doctor 稲垣 太郎.

5 聴覚障害、音声・言語機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当する医師

Table with 7 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Includes doctor 渡辺 健太.

6 音声・言語機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当する医師

Table with 7 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Includes doctor 朝蕨 孝安.

7 肢体不自由の診断を担当する医師

Table with 7 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Multiple rows including doctors like 高上 達夫, 瀧 茂樹, etc.

Table with 7 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Multiple rows including doctors like 小谷 明弘, 宇野 佳孝, etc.

8 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

Table with 7 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Multiple rows including doctors like 藤井 さと子, 高見 和孝, etc.

9 心臓機能障害の診断を担当する医師

Table with 7 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Rows include 高澤 謙二, 伊藤 信吾, 四津 良平, 難波 研一, 小船 雅義, 関山 大, 香川 昇.

10 腎臓機能障害の診断を担当する医師

Table with 7 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Rows include 高橋 創, 森戸 卓, 佐藤 英彦, 石澤 健一, 秋元 寛正, 片岡 肇一.

11 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

Table with 7 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Rows include 藤本 隆夫, 長田 浩彦, 小林 隆, 中西 泰一, 前川 遊克, 村田 太郎, 大川 瑞穂, 清水 史孝, 吉良 慎一郎, 野田 治久.

12 小腸機能障害及び肝臓機能障害の診断を担当する医師

Table with 7 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Rows include 細沼 知則, 小濱 清隆.

13 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の診断を担当する医師

Table with 7 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前, 所在地. Rows include 瀧川 博子, 中村 仁美, 大西 健児.

1.4 肝臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
銭谷 幹男	消化器科	平成27年4月1日	医療法人財団順和会山王病院	港区赤坂8-10-16	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18
斎藤 明子	消化器内科	平成27年4月1日	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1

1.5 音声・言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
藤原 康裕	リハビリテーション科	平成27年4月1日	一般財団法人巨樹の会原宿リハビリテーション病院	渋谷区神宮前6-26-1	一般社団法人巨樹の会蒲田リハビリテーション病院	大田区大森西4-14-5
秋元 秀昭	リハビリテーション科	平成27年4月1日	東京慈恵会医科大学附属第三病院	粕江市和泉本町4-11-1	河北リハビリテーション病院	杉並区堀ノ内1-9-27

1.6 音声・言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
笠井 史人	リハビリテーション科	平成27年3月1日	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38
			鶴川記念病院	町田市三輪町1059-1	鶴川記念病院	町田市三輪町1059-1
			社会福祉法人あそか会あそか病院	江東区住吉1-18-1		
宮崎 之男	神経内科	平成27年4月1日	医療法人社団つくし会新田クリニック	国立市西2-26-29	医療法人社団永生会永生会クリニック	八王子市栢田町588-17

1.7 平衡機能障害、音声・言語機能障害及び肢体不自由

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
木村 重吉	脳神経外科	平成27年4月8日	駿河台日本大学病院	千代田区神田駿河台1-8-13	駿河台日本大学病院	千代田区神田駿河台1-8-13
			特定医療法人社団一国会木村病院	荒川区町屋2-3-7		

1.8 平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
岩淵 定	神経内科	平成26年11月1日	ふよう病院	町田市鶴間544	竹川病院	板橋区桜川2-19-1

診療に従事する医師の氏名の変更

1 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語障害及びそしゃく機能障害を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	変更前
水上 真美子	耳鼻咽喉科	平成27年3月23日	水上 真美子	安田 真美子

診療に従事する医療機関及び医師の氏名の変更

1 聴覚障害及び平衡機能障害を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
永井 賀子	耳鼻咽喉科	平成27年4月1日	永井 賀子		小林 賀子	
			東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	厚生中央病院	目黒区三田1-11-7

第2 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で辞退する医師

1 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
佐伯 哲郎	耳鼻咽喉科	平成27年3月31日	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1
米本 正明	耳鼻咽喉科	平成27年4月1日	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1
内藤 丈士	耳鼻咽喉科	平成27年4月1日	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1

2 肢体不自由の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
森谷 匡雄	脳神経外科	平成27年3月31日	医療法人社団昌医会葛西昌医会病院	江戸川区東葛西6-30-3
菊地 奈穂子	脳神経外科	平成27年3月31日	医療法人社団昌医会葛西昌医会病院	江戸川区東葛西6-30-3
藤本 道生	脳神経外科	平成27年3月31日	医療法人社団昌医会葛西昌医会病院	江戸川区東葛西6-30-3
森川 博	脳神経外科	平成27年3月31日	医療法人社団昌医会葛西昌医会病院	江戸川区東葛西6-30-3
富田 祐之	脳神経外科	平成27年3月31日	医療法人社団昌医会葛西昌医会病院	江戸川区東葛西6-30-3
松井 順子	神経内科	平成27年4月1日	東京都立小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29

3 平衡機能障害、音声・言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
高見 昌明	脳神経外科	平成27年3月31日	医療法人徳洲会東京西徳洲会病院	昭島市松原町3-1-1

4 呼吸器機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
森田 敬知	呼吸器外科	平成27年3月31日	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	立川市緑町3256

5 腎臓機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
柴田 真希	腎臓内科	平成27年3月31日	独立行政法人国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山1-21-1

6 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
三宅 大	外科	平成27年3月31日	独立行政法人国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山1-21-1
田中 道雄	泌尿器科	平成27年3月31日	順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台3-1-10
藤井 琢	外科	平成27年4月1日	稲城市立病院	稲城市大丸1171

7 小腸機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
谷崎 裕志	外科	平成26年3月31日	医療法人社団明芳会新葛藤病院	葛飾区堀切3-26-5

8 ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
林 直哉	消化器科	平成15年3月31日	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1

第3 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で死亡した医師

1 視覚障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	死亡年月日	医療機関	所在地
山田 恵子	眼科	平成27年2月3日	赤塚眼科山田医院	板橋区赤塚新町1-24-5

2 ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	死亡年月日	医療機関	所在地
佐治 弘毅	外科	不明	三多摩医療生活協同組合くたち南口診療所	国立市中1-16-25

3 小腸機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	死亡年月日	医療機関	所在地
瀧田 誠司	小児科	平成19年7月7日	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8

●東京都告示第四百三十八号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別

第八百二 平成二 新宿区北 貴志 苑子 牛 家畜人工授精及びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務

規程(交)

●交通局規程第七号

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月十六日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車旅客営業規程(昭和三十五年交通局規程第十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一号中「七日」を「十四日」に改める。

第四十三条第一項第一号ロ(2)中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)」を加え、

「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

附則

この規程は、平成二十八年三月十七日から施行する。ただし、第四十三条第一項第一号ロ(2)の改正規定は、同年四月一日から施行する。

●交通局規程第八号

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月十六日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程(平成二十年交通局規程第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「七日」を「十四日」に改める。

第三十六条第一号(イ)中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)」を加え、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

附則

この規程は、平成二十八年三月十七日から施行する。ただし、第三十六条第一号(イ)の改正規定は、同年四月一日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本スパ・ウエルネス協会

三 代表者の氏名

下村 朱美

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区池袋二丁目二十三番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、健康的な心身を得て、豊かな社会生活を送るためのスパウエルネスに関する講演会等による最新のスパウエルネス情報の普及啓蒙事業及びスパセラピストの人材育成に関する事業を行い、スパウエルネスの健全な発展と普及・振興に寄与するためのスパセラピストの技術向上に関する研修会・資格認定・講習会等による研修会事業、スパウエルネス技術・スパウエルネス商品の安全性・有効性についての基準作成・公表並びに公正な立場からの消費者相談等の市民の立場に立った消費者保護事業を行い、スパウエ

<p>二 申請のあった年月日 平成二十八年二月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あいある</p> <p>三 代表者の氏名 高田 光行</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区保木間二丁目二番一号 オオサキ竹ノ塚マンション一階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として障害児・者の自立生活と社会参加活動を目指し、障害児・者に対し、より豊かな地域生活を送るために放課後活動、余暇支援、自立生活支援の事業を行い、また不登校およびこれに関連する子ども・若者の教育の一環に障害児・者との交流・普及啓発事業を行うことにより、障害児・者とその家族、および不登校の児童・若者・その他、地域社会の中で、すべての人々の豊かな人生を実現し、社会全体に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>ルネスが市民の身近で安全でかつ効果的なサービスとなるように図ること、日々の生活に魅力と活力を与える豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本防火技術者協会</p> <p>三 代表者の氏名 上原 茂男</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区百人町二丁目二十七番七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は広く市民に対して、防災まちづくりや防火技術の啓蒙促進に関する事業を行い、市民の防火意識向上と火災や地震時等の安全性向上に寄与することを目的とする。同時に防火技術者の技術と倫理基準向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>NPQ法人にじいろ</p> <p>三 代表者の氏名 古谷 恵美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区東和四丁目四番二十号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民全てに対して、地域住民同士が助け合って、障害児の放課後等デイサービスに関する事業を行うことにより、もって地域の福祉の増進と子供を命を守ることに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>五 定款に記載された目的 この法人は、多摩地域の健康増進、疾病予防、地域医療の活性化及び介護福祉の充実に貢献することを目的とする。</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月二十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人多摩の医療健康増進フォーラム</p> <p>三 代表者の氏名 足立 健介</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都府中市武蔵台二丁目九番地の二 東京都がん検診センター三階</p>	<p>平成二十八年二月二十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ピースプロジェクト</p> <p>三 代表者の氏名 加藤 勉</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区岩本町二丁目八番十二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く市民を対象に、日本国内及び日本国外において全ての人々が平和で安全な生活を営める社会の実現について考え、各国の状況を鑑みたその実現を目指すとともに、日本国内の青少年に、海外の困窮、貧困状況を学ぶ機会を与えることにより、未来の国際貢献を果たす人材の育成し、社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

する。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行條例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十八年二月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フードバンク狛江

三 代表者の氏名

田中 妙子

四 主たる事務所の所在地

東京都狛江市駒井町二丁目十四番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、市場に出すことはできないが、消費するには十分に安全な規格外食品等を企業や個人から提供してもらい、必要としている生活困窮者や福祉施設・団体に届ける地域密着のフードバンクシステムを構築するとともに、食の分かち合いを食品ロスの削減や生活困窮者の問題等として提起し、地域に発信することを通して共に支え合う心豊かな地域社会を創ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年二月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人小平こども劇場

三 代表者の氏名

会沢 祐子

四 主たる事務所の所在地

東京都小平市仲町六百三十三番地 栗原ハイット一

号室

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちが子ども時代を豊かに過ごし自分らしく生きていけるように、子どもと大人を対象に、広範な大人が協働し、芸術文化活動や自然体験活動、あそびや創造的活動を行い、文化豊かな環境づくりをすすめることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年二月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全日本政策研究所

三 代表者の氏名

岡野 俊昭

四 主たる事務所の所在地

東京都墨田区緑三丁目十八番四一三〇一号 山田ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して歴史的事実を幅広い年齢層に伝える社会教育活動を行う。また、農山漁村地域の住民が安定収入を得ることのできる事業を展開す

る事で、地域の活性化を図る。更に人権擁護問題について国連やユニセフなどのしかるべき組織や団体に働きかける。

上記の活動を行うことにより、社会教育活動、農山漁村、人権擁護問題に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年二月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人桑仁

三 代表者の氏名

中村 安隆

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市緑町三百五十三番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象にして、障害者の生活上、社会参加、社会的自立を支援するために、障害者総合支援法に基づく障害者の共同生活援助等の障害福祉サービスを運営し、また、障害者と健常者の理解を深めるための相談や啓蒙事業を実施するなど、広く障害者福祉の向上に寄与する活動を行い、障害を抱える人たちが、地域で自分らしく暮らしていける、健全な社会の実現を図ることによって、障害者福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年二月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本イルミネーション振興協会

三 代表者の氏名

高須 徹

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区東品川五丁目六番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は健全なイルミネーションの発展を願いすべての人々とともに、安全かつ、高品位なイルミネーション照明の技術研究および情報の提供を行なうとともに、これらの事業の推進をもって社会貢献に寄与することを本旨とする。

イルミネーション照明を通じて文化の向上に努め、良質なイルミネーションの発展と安全なイルミネーション照明の技術普及により豊かな社会の創造に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

土地区画整理事業の換地処分による土地及び建物登記の完了について

東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業の施行により変動があった土地及び建物に係る土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百七条第二項の規定による登記が完了したので、東京都市計画事業晴海四・五丁目土地区画整理事業施行細則(平成十八年東京都規則第二十五号)第十一条の規定に基づき公告する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舩 添 要 一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年三月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

三鷹市井口一丁目百一番一十九号 西東京市東伏見三丁目六番一十九号

タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

西東京市北町六丁目千二百三十九号 西東京市東伏見三丁目六番一十九号

タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

稲城市大字矢野口字中島九十五番、九十六番及び百八番一

立川市錦町二丁目四番三号 株式会社ライズウェル 代表取締役 渡邊 裕

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、(仮称)東京港臨港道路中防内五号線、中防外五号線及び中防外三号線道路建設計画について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

地

東京都

東京都知事 舩 添 要 一

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称

(仮称)東京港臨港道路中防内五号線、中防外五号線及び中防外三号線道路建設計画

三 工事着手の予定年月日

平成二十八年四月一日

四 工事完了の予定年月日

平成三十二年三月三十一日

五 届出日

平成二十八年三月一日

争議行為の予告について

全日本建設交運一般労働組合東京都本部京王新労働組合支部執行委員長佐々木仁から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年三月四日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事件

賃上げ要求、労働条件改訂要求に関する件

二 日時

平成二十八年三月十七日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

京王バス小金井株式会社小金井営業所 小金井市本町

五丁目三番三十一号
四種類

小金井営業所においてストライキを実施します。全組合員による同盟罷業を実施します。(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

日本赤十字社医療センター第一労働組合執行委員長高橋多鶴子から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年二月二十九日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

賃金等の要求に関する件

二 日時

平成二十八年三月十七日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

日本赤十字社医療センター 渋谷区広尾四丁目一番二

十二号

日本赤十字社 港区芝大門一丁目一番三号

四 種類

上記の場所の全面的或いは部分的に、連続的或いは断続的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、それに対する妨害排除のための争議行為を、単独または併用して行なう。
ただし、救急患者並びに入院中の重症患者のための、

保安の必要のある場合は、保安要員若干名を除く。(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

東京地方医療労働組合連合会執行委員長岡本学から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年三月二日であったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

労働条件改善、賃金と雇用の確保等の要求に関する件

二 日時

平成二十八年三月十七日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

別表のとおり

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除くすべての組合員、または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

別表

慶應義塾大学病院 新宿区信濃町三十五番地
東京女子医科大学病 同 区河田町八番一号
院
東京女子医科大学東 荒川区西尾久二丁目一番十号
医療センター

順天堂大学医学部付 文京区本郷三丁目一番一号
属順天堂医院

東京医科大学病院 新宿区西新宿六丁目七番一号

財団法人井之頭病院 三鷹市上連雀四丁目十四番一号

社会福祉法人桜ヶ丘 多摩市連光寺一丁目一番地一

記念病院

医療法人社団慈雲堂 練馬区関町南四丁目十四番五十三
病院 号

更生保護法人鶴舞会 町田市鶴間三百七十四番地
飛鳥病院

医療法人社団根岸病 府中市武蔵台二丁目十二番地二
院

昭和大学附属烏山病 世田谷区北烏山六丁目十一番十一
院 号

東京保健生活協同組 文京区大塚三丁目三十六番七号
合 健商ビル

東京健生病院 同 区大塚四丁目三番八号

介護老人保健施設ひ 文京区千石二丁目一番六号
かわした

根津診療所 同 区根津一丁目二十七番三号

大塚診療所 同 区大塚六丁目九番十号

氷川下セツルメント 同 区大塚三丁目三十六番七号
診療所歯科 健商ビル

ひかわした訪問看護 同 区大塚六丁目九番十号
ステーション

鬼子母神診療所 豊島区雑司が谷三丁目三番十七
号

鬼子母神診療所(歯 同 右
科)
南池袋訪問看護ステ 豊島区南池袋三丁目四番二号
ーション

鉄砲州診療所 訪問看護ステーションてつぽうず 橋場診療所 蔵前協立診療所 よみせ通り診療所 竜泉協立診療所 言問通り訪問看護ステーション 訪問看護ステーションたいとう 江戸川橋診療所 江戸川橋診療所(歯科) 大泉生協病院 石神井ポルト池前診療所 大泉訪問看護ステーション 公園通り訪問看護ステーション 北園訪問看護ステーション 医療法人財団城南福祉医療協会 大田病院 大田病院附属大森中診療所 大田病院附属大森東診療所	中央区入船二丁目五番四号 同 区湊一丁目六番二号 同 ポルト三〇二 台東区橋場一丁目三十四番二号 同 区三筋二丁目十三番五号 同 区谷中三丁目八番二十一号 同 澄風苑マンション一階 同 区竜泉三丁目一番二号 同 区谷中二丁目一番十九号 同 区竜泉三丁目一番二号 同 区石神井台六丁目九番十二号 同 区石神井町三丁目二十五番四号 同 シャトー高陣屋一〇一 同 区大泉学園町一丁目一番五号 同 区大森東四丁目四番十四号 同 区大森東四丁目三番十一号	大田病院附属うのき診療所 京浜診療所 大田歯科 うのき訪問看護ステーション 羽田訪問看護ステーション 大森西訪問看護ステーション おおもりまち訪問看護ステーション 平和島訪問看護ステーション けいひん訪問看護ステーション ゆたか診療所 三ツ木診療所 ゆたか訪問看護ステーション 西品川訪問看護ステーション 医療法人財団南葛勤医協 芝診療所 新小岩診療所 葛西みなみ診療所 一之江内科クリニック	同 区鶴の木三丁目十三番十号 同 区東六郷一丁目二十七番四号 同 区大森東四丁目三番十一号 同 区鶴の木三丁目十番十三号 同 区西糀谷三丁目九番二十二号 同 区大森西五丁目一番二十一号 同 区大森東四丁目三番十一号 同 区大森北六丁目三十二番八号 同 区南六郷一丁目八番二号 同 品川区豊町四丁目三番二十号 同 区西品川二丁目十三番二十号 同 品川区豊町四丁目三番二十号 同 区西品川一丁目八番二十二号 港区新橋六丁目十九番二十一号 同 同 同 区南葛西二丁目十二番一号 同 区一之江三丁目二番三十五号	ク 江東診療所 扇橋診療所 医療法人社団健友会 中野共立病院 中野共立診療所 中野共立病院附属城西診療所 江古田沼袋診療所 川島診療所 やまと診療所 桜山診療所 やまと訪問看護ステーション 上高田訪問看護ステーション 南中野訪問看護ステーション 西荻窪診療所 天沼診療所 桃井診療所 西荻南訪問看護ステーション 医療法人財団健康文化会 小豆沢病院 介護老人保健施設志	号 TIAビル二階 江東区大島一丁目三十六番五号 同 区三好四丁目七番十号 同 〇二 中野区中野五丁目四十四番三号 同 所同 番七号 同 所四十五番四号 中野区中野三丁目三番一号 同 区沼袋四丁目二十七番十五号 同 フォーシーズンビル一階 同 区弥生町三丁目二十七番十一号 同 区大和町三丁目三番十二号 同 区東中野三丁目十七番八号 同 区大和町四丁目十番一号 同 区上高田一丁目五十番七号 同 大川ビル一階 同 区弥生町四丁目二十六番二二 同 区西荻南四丁目二番七号 同 区天沼三丁目二十七番七号 同 区荻窪五丁目十三番二号 同 区西荻南四丁目二番七号 同 板橋区小豆沢一丁目六番八号 同 同 板橋区坂下三丁目七番六号
---	---	---	--	---	---

村さつき苑	同	区坂下一丁目十二番二十号	相互歯科	同	市錦町一丁目十七番十号	けんせい歯科	八王子市東町二番三号 八王子 共立ビル四階
坂下診療所	同	区赤塚二丁目九番四号 M AISONY・K一階	にしき訪問看護ステ ーション	同	所二十三番二十 五号 四階	東京はくと医療生活 協同組合	北区豊島三丁目十九番三号
下赤塚診療所	同	区高島平八丁目一番一号	さかえ訪問看護ステ ーション	立川市栄町二丁目四十五番地の 三十七	昭島市中神町千三百七十番地三	王子生協病院	同 所四番十五号
小豆沢病院附属高島 平診療所	同	区小豆沢一丁目七番七号	あきしま相互病院	昭島市福島町九百八番地十七	昭島市福島町九百八番地十七	介護老人保健施設ほ くとはなみずき	北区東十条二丁目八番五号
小豆沢病院附属本蓮 沼診療所	同	同	昭島相互診療所	同	同	豊川通り診療所	同区豊島三丁目四番十五号 コ ープとうきょう豊島ビル二階
小豆沢歯科	同	同	在宅クリニック昭島 相互	同	所同 番	生協北診療所	同区東十条二丁目八番五号
小豆沢病院訪問看護 ステーション	同	所六番八号	東中神訪問看護ステ ーション	同	所千十四番地六十四	生協浮間診療所	同区浮間三丁目二十二番一号
赤塚訪問看護ステ ーション	同	板橋区赤塚三丁目十九番一号	国分寺ひかり診療所	同	国分寺市光町三丁目十三番地三 十四	赤羽東診療所	同区志茂四丁目十四番二号
高島平訪問看護ステ ーション	同	区高島平八丁目一番一号	谷保駅前相互診療所	国立市富士見台一丁目十七番地 三十六	国立市富士見台一丁目十七番地 三十六	生協王子歯科	同区豊島三丁目十九番三号
練馬第一診療所	同	練馬区平和台四丁目二十番十六 号	日吉町訪問看護ステ ーション	同	国分寺市日吉町一丁目四十五番 地一 アメニテイコウヤマ第二 ガーデン三〇五	王子訪問看護ステ ーション	同
練馬第二診療所	同	区練馬一丁目六番十六号	府中診療所	同	府中市府中町一丁目十三番地三	十条訪問看護ステ ーション	北区中十条二丁目七番十三号 丸柴ビル一階
練馬訪問看護ステ ーション	同	区早宮二丁目二十番二十五 号 グリーンヒルマンシヨ ン一階	しんまち訪問看護ス テーション	同	府中市府中町一丁目四十番地六	江北生協診療所	足立区江北二丁目二十四番一号
桐ヶ丘団地診療所	同	北区赤羽台三丁目十七番	日野台診療所	同	市新町一丁目四十番地八	鹿浜診療所	同 区新田二丁目四番十五号
桐ヶ丘訪問看護ステ ーション	同	同区赤羽北三丁目八番七号 齋 藤ビル一階	ひのだい訪問看護ス テーション	同	市新町一丁目四十番地八	北足立生協診療所	同 区入谷三丁目一番五号
社会医療法人社団健 生会	同	立川市錦町一丁目二十三番二十五 号	羽村相互診療所	同	市新町一丁目四十番地八	訪問看護ステ ーションたんぼぼ	同 区新田二丁目十六番二十号 一〇二
立川相互病院	同	所十六番十五号	にしたま訪問看護ス テーション	同	羽村市緑ヶ丘一丁目十五番地十	荒川生協診療所	同 区荒川四丁目五十四番五号
立川相互ふれあいク リニック	同	所二十三番四号	伊奈平診療所	同	三 緑ヶ丘ハイム一〇五	汐入診療所	同 区南千住八丁目十番三号 一〇一
立川相互病院附属子 ども診療所	同	所同 番二十 五号 一階	緑ヶ丘訪問看護ステ ーション	同	武蔵村山市伊奈平一丁目六十九 番地の一 民商会館一階	虹の訪問看護ステ ーション	同 区荒川四丁目五十二番六号
すながわ相互診療所	同	立川市幸町五丁目九番地の二	同	同	市大南二丁目一番地八 二階	医療法人財団ひこば え会	足立区東和四丁目二十四番十六号
						セツルメント診療所	同 所二十番七号
						セツルメント診療所	同 所二十四番十六

社会福祉法人鶴風会 武蔵村山市学園四丁目十番一号

東京小児療育病院み 同 右

どり愛育園

東京都立東大和療育 センター 東大和市桜ヶ丘三丁目四十四番十号

日本医科大学附属病 院 文京区千駄木一丁目一番五号

日本医科大学多摩永 山病院 多摩市永山一丁目七番地一

争議行為の予告について

株式会社小早川運輸代表取締役小早川貞一郎から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年三月四日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

全日本建設交通一般労働組合関東支部小早川分会の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十八年三月十七日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

株式会社小早川運輸 足立区花畑八丁目七番十号

四 種類

事業所閉鎖、就労拒否等一切の争議行為(以上原文のまま掲載)

雑報

東京都職員共済組合組合会の招集について

平成二十七年年度第二回東京都職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

平成二十八年三月十六日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

一 日時 平成二十八年三月二十五日 午前十時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目四番一号 新宿NSビル三階 北ブロック三M会議室

三 議事 第一号議案 平成二十八年度事業計画及び予算(案)

第二号議案 東京都職員共済組合定款の一部変更について

第三号議案 東京都職員共済組合運営規則の一部変更について

第四号議案 東京都職員共済組合の組合会議員等の旅費等に関する規則の一部変更について

正誤

○平成二十七年四月一日付東京都規則第三百十号

ページ一段一行一 誤 正

増刊46

一 下 後から

「外部サービス利用型」 「外部サービス利用型養護老人ホーム」

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001

定価 一箇月 五〇円

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

